

第2回座間味村議会臨時会

第1日目

9月28日

平成22年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 2 年 9 月 2 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年9月28日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成22年9月28日 午後0時12分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 善 昇	5 番	金 城 弘 昭
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 村 英 美
	教 育 長	仲 地 勇		
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	会 計 課 長	金 城 英 隆		

平成22年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成22年9月28日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		仮議席の指定
2		議長の選挙について

平成22年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

（平成22年9月28日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
追加日程第1		会議録署名議員の指名
追加日程第2		会期の決定
追加日程第3		副議長の選挙について
追加日程第4		議席の指定
追加日程第5		南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
追加日程第6		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙について
追加日程第7	発 議 第 1 0 号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議について
追加日程第8		議会広報調査特別委員の選任について
追加日程第9	同 意 第 2 号	座間味村監査委員の選任同意について
追加日程第10	同 意 第 3 号	座間味村監査委員の選任同意について
追加日程第11	報 告 第 8 号	経営健全化計画完了報告について
追加日程第12	発 議 第 1 1 号	尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書について
追加日程第13	発 議 第 1 2 号	尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議について

○ 事務局長（宮城 武）

おはようございます。事務局のほうから最初に進めたいと思います。事務局長の宮城です。よろしくお願いいたします。

平成22年度第2回臨時会を始めたいと思います。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の金城勝英議員を紹介します。年長の金城勝英議員、お願いします。

（年長の金城勝英議員、議長席に着く）

○ 臨時議長（金城勝英）

ただいま紹介されました金城勝英です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから平成22年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

日程第1．仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

日程第2．議長の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 臨時議長（金城勝英）

再開いたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は7名でございます。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 大城 晃議員及び2番 中村秀克議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 臨時議長（金城勝英）

再開いたします。

（投票用紙の配布）

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(な し)

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長 (宮城 武)

(点 呼)

(投 票)

(臨時議長は、最後に議長席で行う。)

1番 大城 晃議員、2番 中村秀克議員、3番 金城善昇議員、5番 金城弘昭議員、6番 宮里清之助議員、7番 宮里祐司議員。臨時議長 金城勝英議員。

○ 臨時議長 (金城勝英)

投票もれは、ありませんか。

(な し)

「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 大城 晃議員及び2番 中村秀克議員。開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。有効投票のうち中村秀克議員6票、金城勝英議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は、2票です。したがって中村秀克議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、議長に当選された中村秀克議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

中村秀克議員、当選承諾のあいさつをお願いします。

(議長当選承諾及びあいさつ)

○ 議長 (中村秀克)

皆さん、こんにちは。ただいま議長に当選いたしました中村でございます。

いろいろ問題はあるんですが、議長として、前回の全員協議会でも村長がお話しされたように、行政と議会は車の両輪だということで、私は議会側、政策調整監兼総務課長は行政側の車軸の役目、やはり車軸がしっかりしないと両輪はうまく動かないと思っておりますので、その辺を皆さんと協力しながら進めてまいりたいと思います。また、議会改革として、前からずっと思っていたんですが、毎月10日に定例区長会をやっているように、最初は任意であります、議会も月1回は勉強会みたいな集まりを定例化して、それは

議員のころからの希望でもありましたので、これをどうにか進めていって、あと委員会、これも前から最低でも一つは委員会をつくろうという話はあったんですが、なぜか立ち消えになって現在に至っていますので、最低でも一つの委員会をつくっていきたいと思います。

それから、ここ最近やはり議会の傍聴者が少ないということで、傍聴者を広める意味で、ビデオも導入するんですが、開かれた議会ということで、皆さんの協力を仰ぎながら議会運営を進めていきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

あいさつを終わります。

これから本題に入ります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございますので、御了承願います。

追加日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において3番 金城善昇議員及び5番 金城弘昭議員を指名します。

追加日程第2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

追加日程第3. 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は7人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番 宮里祐司議員及び7番 宮里清之助議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(な し)

「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○ 事務局長(宮城 武)

(点 呼)

(投票)

(議長は、最後に議長席で行う。)

1番 大城 晃議員、3番 金城善昇議員、5番 金城弘昭議員、6番 宮里祐司議員、7番 宮里清之助議員、8番 金城勝英議員、2番 中村秀克議員。

○ 議長 (中村秀克)

投票もれは、ありませんか。

(なし)

「投票もれなし」と認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

6番 宮里祐司議員及び7番 宮里清之助議員。開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。有効投票のうち宮里祐司議員4票、金城勝英議員1票、大城 晃議員1票、金城善昇議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定投票数は、2票です。したがって、宮里祐司議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、副議長に当選された宮里祐司議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

宮里祐司議員、副議長当選承諾及びごあいさつをお願いします。

(議長当選承諾及びあいさつ)

○ 副議長 (宮里祐司)

議長のサポートとして頑張っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 (中村秀克)

宮里議員、ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。御了承願います。

追加日程第4. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩

再開

○ 議長 (中村秀克)

再開いたします。

追加日程第4. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席順、1番 大城 晃議員、2番 金城勝英議員、3番 金城善昇議員、5番 金城弘昭議員、6番 宮里清之助議員、7番 宮里祐司議員、8番 中村秀克のとおり指定いたします。

追加日程第5. 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

南部広域市町村圏事務組合議会議員に金城勝英議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました金城勝英議員を南部広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました金城勝英議員が南部広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

追加日程第6. 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に大城 晃議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大城 晃議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大城 晃議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

追加日程第7. 発議第10号 議会広報調査特別調査委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました決議書のとおりです。

朗読は省略します。

発議第10号

平成22年9月28日

座間味村議会議長 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮里 祐 司
賛成者 座間味村議会
議員 中 村 秀 克

議会広報調査特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 名 称 | 議会広報調査特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第110条及び委員会条例第5条 |
| 3 目 的 | 議会広報の編集及び発行に関する調査 |
| 4 委員の定数 | 3人 |
| 5 調査期限 | 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。 |

(提出理由)

議会広報は議会と住民を結ぶ架け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を

担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する「議会広報調査特別委員会」を設置する。

これから発議第10号 議会広報調査特別調査委員会設置に関する決議について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 議会広報調査特別調査委員会設置に関する決議については、原案のとおり決議されました。

日程第8. 議会広報調査特別委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

追加日程第8. 議会広報調査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報調査特別委員の選任については、委員会条例第3条第規定によって、宮里清之助議員、宮里祐司議員、金城弘昭議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報調査特別委員は、宮里清之助議員、宮里祐司議員、金城弘昭議員を選任することに決定しました。

追加日程第9. 同意第2号 座間味村監査委員の選任同意についてを議題とします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願ひいたします。

同意第2号

座間味村監査委員の選任同意について

下記の者を座間味村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意

を求める。

記

住 所 座間味村字阿佐29番地
氏 名 平 田 文 雄
生年月日 昭和4年11月7日

平成22年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

理 由

監査委員の任期が満了となるため、あらたに委員を選任する必要がある。

以上、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 座間味村監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 座間味村監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

追加日程第10．同意第3号 座間味村監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

同意第3号

座間味村監査委員の選任同意について

下記の者を座間味村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 座間味村字阿嘉148番地
氏 名 金城善昇
生年月日 昭和31年5月8日

平成22年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

理 由

監査委員の任期が満了となるため、あらたに委員を選任する必要がある。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第3号 座間味村監査委員の選任同意についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 座間味村監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

追加日程第11. 報告第8号 経営健全化計画完了報告についてを議題といたします。

本案について、報告の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第8号

経営健全化計画完了報告について

公営企業（座間味村簡易水道事業特別会計）の経営の健全化が完了したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第27条第6項において準用する同条第1項の規定により別紙のとおり報告する。

平成22年9月28日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで報告の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

追加日程第12．発議第11号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りした意見書のとおりです。提出者の朗読を求めます。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

発議第11号

平成22年9月28日

座間味村議会議長 殿

提出者 座間味村議会
議 員 宮 里 祐 司
賛成者 座間味村議会
議 員 宮 里 清之助

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が、停船を命じた第11管区海上保安本部の巡視船に船を衝突をさせ、海上保安官の職務を妨害するという由々しき事態が発生した。

尖閣諸島は、日本政府が明治28年に沖縄県への所轄決定をして以来、かつお節工場を操業し、漁業や林業を営んだ経緯がある。昭和35年に中国政府が発行した「外国地名手冊」には、明確に日本領と記されている。

このように、歴史的にも、国際法上も「尖閣諸島」が我が国固有の領土であることは明白である。

しかしながら、当該周辺海域においては、今年8月中旬に、1日で最大270隻の中国漁船が確認されそのうち日本の領海内に70隻程度が侵入している。

複数の島から形成される本村「慶良間諸島」としても決して「対岸の火事」と楽観視することはできない。本村、本県の漁業者はもとより、我が国の漁業者が安心して操業できないという極めて憂慮すべき看過できない事態となっている。

よって、本村議会は、国民・県民の利益を守る立場から下記事項について、特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 日本政府は尖閣諸島が我が国固有の領土であるという「毅然たる態度」を堅持し、中国政府を始め諸外国に早急に示すこと。
- 2 中国政府に対し「厳重に抗議する」とともに、再発防止策を求めること。
- 3 第11管区海上保安本部の県内離島への監視・警備体制等の「体制強化」を図ること。
- 4 本県をはじめとする我が国の漁業者が同諸島海域において、安心して操業できるよう適切な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月28日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、農林水産大臣

○ 議長（中村秀克）

議事を進めます。

これから発議第11号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第11号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

追加日程第13. 発議第12号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りした抗議決議書のとおりです。

朗読は省略いたします。

発議第12号

平成22年9月28日

座間味村議会議長 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮里祐司
賛成者 座間味村議会
議員 宮里清之助

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が、停船を命じた第11管区海上保安本部の巡視船に衝突をさせ、海上保安官の職務を妨害するという由々しき事態が発生した。

尖閣諸島は、日本政府が明治28年に沖縄県への所轄決定をして以来、かつお節工場を操業し、漁業や林業を営んだ経緯がある。昭和35年に中国政府が発行した「外国地名手冊」には、明確に日本領と記されている。

このように、歴史的にも、国際法上も「尖閣諸島」が我が国固有の領土であることは明白である。

しかしながら、当該周辺海域においては、今年8月中旬に、1日で最大270隻の中国漁船が確認され、そのうち日本の領海内に70隻程度が侵入している。

本県の漁業者はもとより、我が国の漁業者が安心して操業できないという極めて憂慮すべき看過できない事態となっている。よって、本村議会は、貴国漁船による領海侵犯並びに公務執行妨害に対し、強く抗議し、今後このようなことがないよう強く要請する。

以上、決議する。

平成22年（2010年）9月28日

沖縄県座間味村議会

あて先

中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使

これから発議第12号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議についてを採決いたし

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第12号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成22年第2回座間味村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 (午後0時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 金城 勝 英

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金城 善 昇

署名議員 金城 弘 昭